基本的施策 11:【農村】農村における男女共同参画社会の確立

目標項目	単位	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	目標	評価
家族経営協定締結数	件	276	294	316	332	347	359	372	384	401	340	着実に推進している。今後も継続 的な取組が必要。
農政関連協議会の女性登用率	%	30	34	35	40	37	36	40	41	42	40	目標を達成しているが、低い登用 率の協議会もあり推進が必要。

前期計画 (H18~H22)

後期計画 (H23~H26)

事業の成果と課題

女性農業者活動支援事業(1/2以内、上限100千円、H18~H22:1 団体、H23~:2 団体、H26:1 団体)

女性農業者セミナー(H17~H19)、女性農業者視察研修(H20~H25)

リーダー養成講座

・・・経営力向上セミナー、6次産業化や起業、農業経営など活躍する女性農業者の先進事例研修

(H26~、研修、異業種交流)

農村女性チャレンジ支援事業(H18: 直売所改装支援、H20: ハウス導入)

審議会・協議会の女性登用促進

○食料・農業・農村政策審議会(H18:40%⇒H26:47.1%、女性農業者6人)

○食育推進会議(H19:35%⇒H26:41.7%、女性農業者1人)

○みどりの里づくり推進委員会(H22:42.1%⇒H26:42.1%、女性農業者1人)

○中央卸売市場取引委員会(青果)(H18:37.5%⇒H26:42.9%、女性農業者0人)

○中央卸売市場取引委員会(水産物)(H18:42.9%⇒H26:50.0%、女性農業者0人)

○中央卸売市場運営協議会(H18:13.0%⇒H26:30.4%、女性農業者0人)

男女共同参画社会実現に関する各団体への啓発(5JA 協議会、農政懇話会)

家族経営協定の推進

女性農業者の活動

基本的施策(主な事業)

家族経営協定の推進

- ・・・・認定農業者の相談会等で、新規締結や見直しについて推進している(久 141、田 63、北 101、城 58、三 38)
- ・・・・締結内容(農業経営の方針決定:95%、労働時間・休日:95%、報酬:83%、農業役割分担:75%、生活面役割分担:47%)

女性農業者実態調査(5年ごとに実施、認定農業者やその世帯の女性農業者)

····H22 実績: 労働報酬「受け取っている 49.4%」、経営「特定部門・全体を取り仕切っている 53.1%」

- ① 先進事例視察研修等を実施し、起 業への啓発等につながったと考え られる。女性農業者活動支援の拡 充や6次産業化支援等で、起業等 の支援を今後も継続的に行う。
- ② 農村地域の男女共同参画社会実現 のためには、より人材育成の視点 が重要である。
- ③ 視察研修は経営者や地域のリーダ ーとなる人材育成を目的とした内 容の養成講座に組み替えて実施し ていく。
- ④ 審議会等への登用については、活 躍できる場の提供、人材育成の観 点からも、さらなる推進が必要で ある。また、女性の登用だけでは なく、女性農業者の登用促進が必 要である。
- ⑤ 家族経営協定は着実に推進できて いるが、今後は、婚姻時や後継者 の就農時などの生活の変化に合わ せた締結内容の見直しを推進して いく必要がある。

目標指標は達成しているが、農村地域の男女共同参画社会の進展について実感することはできない。独自調査等で女性農業者の実態を把握し、女性農業 者の活躍できる機会の提供やそのための人材育成など、複合的な取組によって男女共同参画社会の実現へと繋げていく必要がある。